平成 14 年 10 月 1 日初版 平成 21 年 4 月 1 日改定 平成 27 年 10 月 3 日改訂 令和 3 年 10 月 15 日改訂

医療安全管理指針

1 総則

1、基本理念

医療の場では医療従事者の不注意が、医療上望ましくない事態を引き起こし、患者の安全を損なう結果となりかねない。患者の安全を確保するためには、医療従事者の不断の努力が求められる。さらに、日常診療の過程に幾つかのチェックポイントを設けるなど、単独あるいは重複した過ちが医療事故というかたちで患者に害易を及ぼすことのないような仕組みを院内に構築することも重要である。

本指針はこのような考えのもとに、それぞれの医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、病院全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって、医療事故をなくし、職員の労働安全を確保しつつ、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目標とする。

- 1) 職員一人ひとりが、重要性を認識して勤めること
- 2) 手順・手技の標準化など、安全で働きやすい職場環境つくりが必要である。
- 3) 医療の対象が感情のある「人」であることから、職員一人ひとりが患者・家族との充分な信頼関係の構築を図ること。

2、基本用語の定義

本指針で使用する主な用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 医療事故…医療に関わる場所で医療の全過程において望ましくない事象。また、 医療提供側の過失の有無は問わず、不可抗力と思われる事象も含む。
- (2) 職員…本院に勤務する医師、看護師、薬剤師、検査技師、事務職員等あらゆる職種を含む。
- (3) 所属長…当該職員の直上で管理的立場にあるもの

3、医療安全管理委員会の設置

委員は、各部署から代表者一名を選び医療安全管理、事故防止対策の検討・討議・分析を行う。なお、委員会は委員会規定に則り運営される。

4、安全確保を目的とした改善方策

事故の再発を防ぐため事故を発見・発生した場合は、安全レポートをもって委員会に報告する。なお、報告基準などについては、報告などに基づく医療にかかわる安全確保を目的とした改善方法を参照する。

5、安全管理のためのマニュアルの整備

事故防止を行うために年に1回の定期的な見直しを行う。

6、医療安全のための研修

年に2回職員全員を対象に行うこと。また、院外研修にも積極的に参加する。

7、医療事故発生時の対応

医療事故が発生したとき事故発生時の対応を参照すること。

8、その他

1、本指針の見直し、改正

- (1) 医療安全委員会は、少なくとも毎年1回以上、本指針の見直しを議事として取り上げ検討する。
- (2) 本指針の改正は、医療安全管理委員会の決定により行う。

2、本指針の閲覧

本指針の内容を含め、職員は患者との情報の共有に努める。また、患者及びその家族あるいは第三者(機関)等から閲覧の求めがあった場合には、拒否することなく必ずこれに応じるものとする。この場合、当院において制定した「診療録等開示に関する要領」の手順に基づいて開示をおこなうが、閲覧の費用は徴収しない。ただし医師が同席した場合は費用の徴収を行う。